

船舶事故等調査報告書

平成24年8月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011函第49号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年10月4日 05時12分ごろ	
発生場所	北海道釧路市釧路港南東方沖 釧路市所在の釧路埼灯台から真方位175° 3.1海里付近 (概位 北緯42° 55.1′ 東経144° 22.8′)	
事故等調査の経過	平成23年12月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船船番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 第二十八山<sup>やまがみ</sup>神丸、19トン MG2-5424（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 第十五<sup>りょうえい</sup>良栄丸、9.7トン HK2-21389（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士 甲板員A（当直中）、海技免許なし</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 球状船首及び船首部外板に剝離等</p> <p>B 球状船首に破口を伴う凹損等</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員Aほか5人が乗り組み、甲板員Aが単独で操船に当たり、自動操舵により約11ノットの速力（対地速力）で釧路港南東方沖の漁場から同港に向けて北西進中、B船は、船長Bほか甲板員1人が乗り組み、多数の小型漁船と共に釧路港を出港し、船長Bが単独で操船に当たり、漁場に向けて南東進中、平成23年10月4日05時12分ごろ、釧路港南東方沖において、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>両船は、本事故後、自力で航行して釧路港に入港した。</p> <p>船長Aは、本事故発生時、甲板員Aに対し、何か異常が生じた場合は起こすように告げて操舵室内の寝台で就寝していた。</p> <p>甲板員Aは、接近するB船に気付いていたが、これまで他船と衝突のおそれが生じた際は相手船側が避航していたため、本事故当時もB船がA船を避航するものと思い、衝突直前に機関を停止したほかは、避航動作をとることも、船長Aを起こして指示を求めることもしなかった。</p> <p>船長Bは、接近するA船を避けようとして大きく減速し、小角度の変針を行ったが、周囲を同航する漁船が多数あったため、停止や大角度変針を行うことができなかった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p> <p>日出時刻：05時22分ごろ</p>	
分析	乗組員等の関与	A あり、B なし

	<p>船体・機関等の関与          気象・海象の関与          判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし          A なし、B なし          A 船は北西進中、B 船は南東進中、釧路港南東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、B船がA船を避航するものと思い込み、避航動作をとることも、就寝中の船長Aを起こして指示を求めることも行わなかったことから、A船とB船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、接近するA船を避けようとして減速し、変針を行ったが、周囲を同航する漁船が多く、停止やより大角度での変針を行うことができなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、日の出前の薄明時、釧路港南東方沖において、A船が北西進中、B船が南東進中、甲板員Aが避航動作などをとらなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他船と衝突のおそれが生じた際は、海上衝突予防法の航法を遵守し、適切な避航措置を講じること。</li> </ul>	